

公的年金等を受給している人
(遺族年金・障害年金を除く)

→ はい - - - → いいえ

公的年金等の収入金額（2か所以上ある場合はその合計額）が
400万円以下である ※生命保険会社等の個人年金は含みません

外国で支払われる年金を受け取っていない

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である

確定申告が必要な場合があります（確定申告した場合は市・県民税の申告は不要です）

所得税の源泉徴収税額が0円である

所得税の税額を計算した結果、還付となる

確定申告することで、所得税の還付を受けることができます
確定申告をしますか

市・県民税の申告は不要です

公的年金等の源泉徴収票に記載されている扶養親族、障がい者、寡婦（寡夫）の内容に追加/変更がある

社会保険料/生命保険料/医療費/寄附金などの控除を追加したい

公的年金等の収入金額が105万円（65歳以上の方は155万円）を超えている

公的年金等以外の所得金額がある（個人年金など）

市県民税の申告をしてください

申告は不要です
(日本年金機構等からの報告書に基づき市・県民税額を計算します)